

# 障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例（概要）

## 前文

### （現状と課題等）

- ・ 平成 26 年に我が国が批准した障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者の受ける差別や制限への理解を深め、インクルーシブの考え方に基づく取組を推進していく必要がある。
- ・ しかしながら、今なお、障害者は差別を受けたり、社会における障壁を取り除くための配慮を受けられずに暮らしにくさを感じている。
- ・ また、外見からは分かりにくい障害のために周囲の理解が得られず苦しんでいる人や、手帳等の交付に至らないものの日常生活等で困難を余儀なくされている人も少なくない。
- ・ このため、県では、これまであいサポート運動を通じて障害者が暮らしやすい地域社会をつくるため、様々な取組を進めてきた。

### （条例制定の背景）

- ・ 障害者差別解消法の改正に伴い、差別解消等に一層取り組む必要がある。
- ・ 東京パラリンピック競技大会を契機として生まれた、障害や障害者に対する関心と共生意識の高まりを持続させる必要がある。

### （決意表明）

- ・ 一人一人が障害理解を深めて差別解消に取り組み、県、市町、事業者及び県民が一体となって共生社会を実現する。

## 第1章 総則

- 1 目的 障害を理由とする差別を解消し、共生社会の実現に寄与
- 2 定義 ① 障害者 ② 社会的障壁 ③ 事業者
- 3 基本理念
  - ① 障害者の人権の尊重
  - ② 差別の禁止
  - ③ 障害及び障害者に対する理解
- 4 県の責務  
差別解消その他の共生社会の実現に向けた施策の策定・実施
- 5 市町等との連携  
県は、施策の策定・実施に当たり、市町、事業者、県民その他の関係者と連携
- 6 事業者及び県民の責務
  - ① 障害理解の深化
  - ② 県が実施する施策への協力

## 第2章 障害を理由とする差別に禁止

- 県及び事業者による不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を義務とする。
- 障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることに正当な理由がある場合又は負担が過重なため合理的配慮ができない場合は、障害者に理由を説明し、理解を得るよう努める。

## 第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制

### (相談体制)

県は、市町が応じる相談の解決を支援するとともに、市町において解決が困難な相談に応じ、相談の解決が図られるよう必要な助言等の業務を行う。

### (あっせん・勧告・公表)

- ・ 障害者は、障害を理由とする差別事案の解決を図るために、知事に対し、あっせんを求めることができる。
- ・ 知事の付託を受け、障害者差別解消調整委員会は、あっせん案を作成し、当事者に提示する。ただし、事業者に違反の事実が認められない場合には、当事者にその旨を通知する。
- ・ 知事は、事業者が正当な理由なくあっせん案に従わないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- ・ 知事は、勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

### (障害者差別解消調整委員会)

あっせんを行わせるため、十人以内で組織する委員会を置く。

## 第4章 共生社会実現に向けた施策の推進等

### (普及啓発)

- ・ 障害及び障害者に対する県民の关心と理解を深めるための啓発等の施策を実施  
(幼児期からの理解の促進)
- ・ 幼児期からの障害理解のための交流機会の充実等の施策を実施

### (文化芸術活動等への参加の機会の充実等)

- ・ 障害者の文化芸術活動、スポーツ等を通じた交流及び相互理解を促進  
(情報取得等に関する施策の推進)
- ・ 障害者の十分な情報の取得利用、円滑な意思疎通のための施策を実施  
(県民全体での取組の推進)
- ・ 多様な障害の特性を理解し、必要な配慮を実践する運動を県民全体で取り組む  
(県民等の活動の支援)

- ・ 県民等が自発的に行う障害理解に関する活動促進のため必要な支援を実施  
(人材の育成及び確保)
- ・ 相談への的確な対応及び紛争の防止又は解決のため、人材を育成及び確保

## 第5章 雜則

障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

## 第6章 罰則

障害者差別解消調整委員会委員の秘密保持義務違反に罰則を科す。

## 附 則

この条例は、公布日から施行する。ただし、事業者による合理的配慮の提供の義務及び紛争解決体制の整備については、令和5年4月1日から施行する。